

第173回国際研修

「女性・子供に対する暴力事犯者の再犯防止に向けた処遇」

1 日程及び参加者

- 令和元年8月21日（水）から同年9月20日（金）まで
- 海外参加者16の国・地域から17名
- 国内参加者5名

2 研修概要

本研修の主な対象は、女性・子供を被害者とする暴力事犯、すなわち、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、ストーキング等（以下まとめて「女性・子供に対する暴力事犯」という。）であり、研修参加各国を中心とする国際社会における実態を把握するとともに、エビデンス・ベースド・プラクティス（実証的な根拠に基づく実務を指す。）の視点を踏まえ、再犯防止に向けた加害者への介入や処遇等の在り方を検討する。

安全かつ持続可能な社会を実現するためには、女性・子供に対する暴力事犯者について、適切な対応や効果的な処遇を推進することにより、加害者の再犯防止対策を進めることが重要といえる。この点については、国際社会でも非常に大きな関心が寄せられ、その対策の重要性が認められている。

実際、2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」¹においては、目標として、「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」（Goal 5. 2）や「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」（Goal 16. 2）が掲げられている。また、2015年の第13回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）のドーハ宣言²でも、ジェンダーによる差別や児童への暴力等については、国際社会が特に取り組むべき課題として明記されている。

これらの課題に関する世界的な潮流を踏まえ、女性・子供に対する暴力事犯者の実態把握を行った上で効果的な再犯防止策の在り方を検討する。実態把握としては、女性・子供への暴力事犯に関する研修参加国の実情（関連する犯罪統計を含む。）を広く共有するとともに、国や地域に応じた課題や取組を明らかにする。

再犯防止策については、矯正施設や保護観察所等が実施する加害者の特性に応じた集中的かつ専門的な処遇が中心的な検討課題となり、EBPの視点からの適切なアセスメント、処遇や効果検証の在り方についても総合的に検討することとする。また、それだけではなく、女性・子供に対する暴力事犯者の処分や処遇については、刑事司法の全段階における取組について検討する。具体的には、矯正施設や保護観察所等における処遇のみに焦点を当てるのではなく、各種の警告・命令、起訴猶予、執行猶予等の非拘禁措置に加え、矯正施設釈放後の社会内処遇や多機関連携による対応の在り方についても検討する。

¹ General Assembly resolution 70/1 of 25 September 2015.

² General Assembly resolution 70/174 of 17 December 2015.

3 客員専門家等

本研修においては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。(敬称略)

【客員専門家】

- フランカ コルトニ 氏
カナダ モントリオール大学教授
ATSA (Association for the Treatment of Sexual Abusers) 会長
- カッティヤ ラタナディロック 氏
タイ 司法省司法調査研究所司法部長
- マリアナ マーティン 氏
ナミビア 公安省ナミビア矯正局更生部長

【外部講師】

- 藤 岡 淳 子 氏 大阪大学教授
- 川 松 亮 氏 明星大学教授
- 小早川 明 子 氏 NPO法人ヒューマニティ理事長
- 島 田 貴 仁 氏 科学警察研究所
- 堀 口 美 和 氏 東京都立誠明学園職員
- 朝比奈 牧 子 氏 東京少年鑑別所首席専門官
- 高 橋 哲 氏 東京西少年鑑別所首席専門官
- 谷 真 如 氏 東京保護観察所保護観察官

以 上